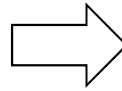


令和4年度「おおいた働き方」推進優良企業表彰 表彰基準等の一部改正

【1】応募要件(実施要綱 第3条三)

〈改正前〉

別添「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰基準のうち、1(1)①と③が各5点以上、かつ、(1)と(2)の合計点が70点以上であること。



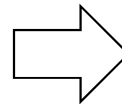
〈改正後〉

別添「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰基準のうち、1(1)①と③が各5点以上、かつ、(1)と(2)の合計点が60点以上であること。

【2】表彰基準(実施要綱 別添)

〈改正前〉

表彰基準	評価項目	配点	備考
(1)④	年間年次有給休暇の取得日数が5日以上(10日以上)の年次有給休暇が付与される労働者を対象)	全員が5日以上取得 10 全員でない 0	
(1)⑤	年次有給休暇の取得単位	時間 10 半日 5	
(1)⑥	男性育児休業取得者の割合(取得者÷対象者)	10%を超える 30 5%を超え10%以下 20 0%を超え5%以下 10	
(1)⑦ 1	「おおいた働き方改革推進リーダー養成講座」「実践推進モデル企業」への参加経験	一方に参加経験あり 5 両方に参加経験あり 10	上限10
(1)⑦ 2	女性向け合同企業説明会	採用人数(フル1人につき2、フル以外1人につき1)	上限10
(1)⑦ 3	在宅ワークマッチング交流会参加者への発注	発注実績1人につき1	上限10
(2)⑪	くるみん(国)	プラチナ 30 くるみん 20	



〈改正後〉

表彰基準	評価項目	配点	備考
(1)④	(削除)	(削除)	
(1)⑤	(削除)	(削除)	
(1)④	男性育児休業取得者の割合(取得者÷対象者)	30%を超える 30 15%を超え30%以下 20 5%を超え15%以下 10	
(1)⑤	<u>女性の働きやすい環境づくりに資する取組の状況(女性向け合同企業説明会を通じた採用、自営型テレワーク商談会参加者への発注、県主催の関連講座・セミナー等への参加)</u> <u>※応募年度を含め3年度以内のもの</u>	女性向け合同企業説明会: 採用人数(1人につき5) 自営型テレワーク商談会: 発注実績1人につき5 講座・セミナー等: 参加経験1件につき5	上限30
(2)⑨	くるみん(国)	プラチナ 10 くるみん 5	